

令和5年第10回10月

# つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和5年10月5日(木) 午後1時55分から午後2時35分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
3. 出席委員数 35人中、31人出席
4. 出席委員名
  1. 田戸岡 誠 3. 太田 善造 4. 三橋 衛 5. 工藤 育江 6. 野宮富喜子
  8. 新岡 亮 9. 吉田 秀美 10. 菊池 昭二 11. 葛西 勝久 12. 秋田谷廣次
  13. 工藤しのぶ 14. 成田 金春 15. 杉森 広宣 16. 今 輝義 18. 福井 清光
  20. 三橋 弘 21. 斉藤 鉄男 22. 成田 清繁 23. 長谷川一幸 24. 工藤 恒實
  25. 長谷川秀樹 27. 藤本 正彦 28. 工藤 正樹 29. 稲葉 武彦 30. 福井二三夫
  31. 工藤 宰 32. 横山 治彦 33. 山本 康樹 34. 神 文敏 35. 羽場 晃
  36. 浅見 春樹 計 31人
5. 欠席委員名 2. 古坂 勇樹 7. 笠井 正己 17. 鎌田 誠 26. 小山内 壽 計4人

## 6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第56号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第57号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第58号 農用地利用集積計画の決定について

議案第59号 農用地利用集積計画の決定について

議案第60号 競売買受適格者の証明について

第4 諸般の報告

## 7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 係長：村田龍治 主幹：成田圭吾 主事：對馬拓朗

主事：西巻壘斗 専門員：渋谷正彦 計6人

## 8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和5年第10回(10月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日はお忙しいところ、総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。稲刈りの方も異常気象等の影響で、1週間から10日程早まったため9月中には終わった方も多々居られるかと思えます。大変ご苦労様でございました。

さて、本日は10月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、35名中31名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には3番山本康樹委員、1番田戸岡誠委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

- 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 議案第56号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第57号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第58号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第59号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第60号 競売買受適格者の証明について

以上、報告1件、議案5件、計6件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第15号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（西巻主事）

それでは、1ページをお開きください。報告第15号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和5年10月5日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第15号は、1ページの番号114番から4ページの番号124番までの11件です。解約は田が9件で面積は62,854㎡、畑が1件で面積は4,421㎡、樹園地が1件で面積は2,409㎡です。解約の理由は全て合意による解約となっております。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第56号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

それでは、5ページをお開きください。議案第56号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和5年10月5日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第56号は、5ページの番号202番から17ページの番号235番までの34件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が16件で、田が43,502㎡、畑が30,755㎡、樹園地が6,609㎡、「一般の売買」が3件で、田が975㎡、畑が1,167㎡、「贈与」が13件で、田が46,839㎡、畑が11,900㎡、樹園地が835㎡です。また、賃借権設定が1件で、田が2,316㎡、使用貸借権設定が1件で、樹園地が3,923㎡となっております。

全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから12ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われまます。

次に、売買価格について説明いたします。5ページ、202番の田は総額20万円、10a当り約17万9千円、203番の田は10a当り25万円、204番の畑は10a当り5万円、6ページ、205番の樹園地は10a当り5万円、206番の樹園地は10a当り20万円、7ページ、207番の田は10a当り30万円、208番の田は総額170万円、10a当り約27万2千円、209番の畑は総額30万円、10a当り約6万円、8ページ、210番と211番の畑は10a当り7万円、212番の田は10a当り30万円、9ページ、213番の田は10a当り10万円、214番の畑は総額35万円、10a当り約7万9千円、215番の田は総額50万円、10a当り約9万9千円、10ページ、216番の畑も総額50万円、10a当り約9万9千円、217番の田は10a当り18万円、218番の田は総額30万円、10a当り約30万8千円、11ページ、219番の畑は67万円、10a当り約76万円、220番の畑は総額22万円、10a当り約76万9千円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第56号の質疑を終結致します。これより、議案第50号を採決致します。おはかり致します。議案第56号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第57号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。この案件については、24番工藤恒美委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（24番工藤恒美委員が退席）

事務局説明（西巻主事）

それでは、18ページをお開きください。議案第57号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和5年10月5日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第57号は、18ページの番号913番の1件です。所有権移転の「あっせんによる売買」が1件で、畑が70,634㎡です。別添の農地法第3条調査書13ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま。

次に、売買価格について説明いたします。18ページ、913番の田は10a当り5万円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第57号の質疑を終結致します。これより、議案第57号を採決致します。おはかり致します。議案第57号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は、原案のとおり許可することに決定致しました。24番工藤恒美委員、入室願います。

(24番工藤恒美委員が入室し着席)

議長(藤本正彦会長)

次に、「議案第58号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明(成田主幹)

それでは19ページをお開きください。議案第58号について説明致します。

「農用地利用集積計画の決定について」、農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和5年10月5日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第58号は、19ページ 番号41番から、61ページ 番号369番までです。

内訳ですが、「公社からの売買」で、田が1件、面積が合計4,938㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が10件、面積が合計122,436㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が59件、畑が9件、面積が合計935,859㎡です。

議案第58号の合計としまして、田が70件、畑が9件、合計79件、面積が合計1,063,233㎡ですが、田と畑両方の賃貸借が4件ありますので、番号で数えると75件になります。それでは、売買価格について説明致します。19ページをお開きください。19ページ番号41番の田は、総額125万円です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長(藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ないようですので、議案第58号の質疑を終結致します。これより、議案第58号を採決致します。おはかり致します。議案第58号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は、原案のとおり決定致しました。

議長(藤本正彦会長)

次に、「議案第59号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この案件については、36番浅見春樹委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(36番浅見春樹委員が退席)

議長(藤本正彦会長)

それでは、議案第59号について説明を求めます。

事務局説明(成田主幹)

それでは62ページをお開きください。議案第59号について説明致します。

「農用地利用集積計画の決定について」、農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和5年10月5日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第59号は、62ページ 番号914番です。内訳ですが、「再設定の賃貸借」で、田が1件、面積が11,974㎡です。議案第59号の合計としまして、田が1件、面積が合計11,974㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長(藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ないようですので、議案第59号の質疑を終結致します。これより、議案第59号を採決致します。おはかり致します。議案第59号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は、原案のとおり決定致しました。  
36番浅見春樹委員入室願います。

(36番浅見春樹委員が入室し着席)

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第60号競売買受適格者の証明について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

それでは、63ページをお開きください。議案第60号について説明致します。

「競売買受適格者の証明について」。農地法第3条の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとする。令和5年10月5日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は8月16日付けで青森地方裁判所が公告した競売への証明願です。入札期間は10月10日午前8時30分から10月17日午後5時までで開札日時は10月19日午前10時からです。売却決定日時は11月8日午前9時50分となっております。番号2番の願出人は別添の農地法第3条調査書14ページにあるとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、当該土地の買受をするにあたり問題は無いものと思われまます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第60号の質疑を終結致します。これより、議案第60号を採決致します。おはかり致します。議案第60号は、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は、原案のとおり証明することに決定致しました。

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程（案）について（竹内事務局長）

- 1) 日 時 令和5年11月8日(水) 午後2時00分より  
場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
- 2) 日 時 令和5年12月4日(月) 午後2時00分より  
場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2. 事務連絡

- 1) つがる市農業委員視察研修の収支報告について（村田総括主幹）
- 2) 収入保険加入制度研修会について（村田総括主幹）
- 3) 「営農状況・意向調査」の実施について（竹内事務局長）
- 4) 農業委員会大会・研修会について（對馬主事）
- 5) 全国農業新聞普及活動について（對馬主事）
- 6) 農業者年金加入推進活動について（渋谷専門員）
- 7) 農用地のあっせんのお願について（成田主幹）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和5年第10回（10月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。